

# Weekly Report

第 749 号

令和6年6月3日

## 令和5年分の確定申告状況(所得税・消費税)

国税庁は令和5年分の確定申告状況を公表しました。個人事業者の消費税の申告はインボイス制度の導入により申告件数が大幅に増加しています。

### ◆所得税の確定申告状況

◎所得税の申告状況……所得税の確定申告書を提出したのは2324万3千人となり、そのうち申告納税額があった方は668万7千人、還付申告を行った方は1350万7千人でした。

◎e-Taxの利用状況……e-Taxで申告した方（税理士による代理送信等を含む）は1604万6千人で、そのうち納税者の自宅からe-Taxで申告した方は690万5千人（うち316万2千人がスマート申告）となっています。

◎各種控除の適用状況……医療費控除は785万1千人が適用し、そのうちセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は4万9千人でした。また、寄附金控除は547万2千人、災害などで損害を受けた場合の雑損控除は1万6千人が適用しています。

### ◆個人事業者の消費税の申告状況

◎個人事業者の消費税の申告状況……申告件数は前年から91万7千件増加し、197万2千件（前年比+86.9%）となりました。また、申告納税額は6850億円（同+9.1%）で1件あたり36万円です。

◎インボイス発行事業者の申告状況……令和5年中にインボイス発行事業者になった197万6千人のうち、期限内に申告した方は174万4千人でした。また、申告した方のうち免税事業者からインボイス発行事業者になったのは87万5千人であり、納付税額の2割特例（売上に係る消費税額の2割とする特例）を73万4千人が適用しています。

## 住民税の通知書が届いたら控除額等を確認

個人住民税は、前年の所得金額に基づき税額が算出され、毎年5～6月に税額通知書が届きます。

令和6年度分は、令和5年の所得金額が1805万円以下の方を対象に定額減税（本人及び配偶者を含む扶養親族の人数×1万円）が行われますので、所得割額から控除される額、控除しきれなかった額（控除外額）を確認します。なお、給与特別徴収の場合は6月分は徴収されず、減税後の税額を7月分から徴収します（定額減税対象外の方は、通常どおり6月分から徴収）。

また、令和5年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例を適用した方は、ふるさと納税による控除額も確認しましょう。

## ★★★ 6月のチェックポイント ★★★

※納税者本人と同一生計配偶者及び扶養親族1人につき、所得税額3万円と個人住民税額1万円が控除される定額減税が始まります。控除方法を再確認して準備をします。

※労働保険の「年度更新手続き」は6月3日から7月10日。なお、健保・厚年の「算定基礎届」の提出期限も7月10日なので早めに準備を。

※6月は「外国人雇用啓発月間」です（今年の標語は「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場～外国人雇用はルールを守って適正に～」）。